

今回は、【償却資産について】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第15回】

タックス君：固定資産の中で土地と家屋はわかるんだけど…償却資産って何だろう？

税子さん：償却資産はね、土地・家屋以外の事業用資産のことだよ！毎年1月1日現在で所有している償却資産については、1月31日までに資産の所在する自治体に申告する必要があるのよ。

タックス君：なるほど。具体的にどんなものが償却資産に該当するの？

税子さん：会社や個人で商店や工場を営んでいたり、不動産賃貸業を営んでいる場合はその事業で使用されるパソコンやコピー機などが固定資産上の償却資産になるの。ただし、無形減価償却資産と呼ばれるソフトウェアやアプリケーションは対象にはならないから注意してね。

タックス君：そうなんだ！賃貸住宅を所有している場合だと、家屋として課税される部分と償却資産として課税される部分の判断が難しそうだな…

税子さん：確かにそうよね。家屋評価の対象になる建設設備は①「家屋の所有者が所有するもの」、②「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっているもの」及び③「家屋の効用を高めるもの」の3要件を備えているものを言うの。
具体的には、換気扇・システムキッチン・洗面所などは家屋と構造上一体になっているから家屋として課税されるのよ。だから自転車置き場やごみ置き場、外灯とかフェンスは償却資産として申告が必要になるのよ。

タックス君：なるほど！難しかったけどかなり勉強になったよ！教えてくれてありがとう。

税子さん：申告する時、判断に悩んだら遠慮なく相談してね！

固定資産税についてよくある質問

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1522.html>

問 名取市総務部税務課固定資産税係

電話 022-724-7112